

【重要】

- ◆押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令に伴い、令和3年1月1日より、確認申請書等様式の様式が不要になります。
令和3年1月1日以降に確認申請をされるお客様は、新様式にて提出をお願い致します。
- ◆変更書類
 - ・確認申請書（計画変更共）
 - ・工事届
 - ・中間検査申請書、完了検査申請書、仮使用認定申請書
- ◆ホームページに新様式を掲載していますので御利用下さい。

(一財) 大分県建築住宅センター